

令和8年度後期高齢者医療保険料納入通知書等作成及び封入封かん等業務仕様書

1 業務名

令和8年度後期高齢者医療保険料納入通知書等作成及び封入封かん等業務

2 業務内容

令和8年度分（令和8年7月の年次分及び月次分から令和9年6月の月次分）の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書及び制度チラシ等（以下「納入通知書等」という。）を被保険者等に送付するに当たり、納入通知書等の様式を作成するとともに、発注者から提供するUSBメモリ（以下「USB」という。）により記録された保険料情報又は受注者が総合行政ネットワーク（LGWAN）上でのファイル転送サービスを利用して収受した保険料情報（以下「保険料情報」という。）をもとに、納入通知書等の印字・製本・封入封かんを行い、成果品として発注者に納品するもの。また、作成した納入通知書等様式の管理を行うもの。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年6月30日まで

4 履行場所

受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所

5 成果品納入場所

【年次分】東広島市役所本館5階501会議室
【月次分】東広島市健康福祉部国保年金課

6 業務詳細

(1) 納入通知書等様式作成作業

ア 成果物

項番 (履行番号)	品名 (履行区分)	規格・仕様	作成部数 (発注予定数量)
1	納入通知書（納付書払）	<ul style="list-style-type: none"> ●寸法／横 210mm×縦 304.8mm 以内 ●紙色／白色 ●紙厚／上質紙 四六判 55kg ●両面刷 ●刷色／表面・裏面共（1色）黒 ※封入封かん時は宛名が封筒の窓あき部分から確認できるように3つ折りとすること。	7,400部
2	納入通知書（特徴・口座払）	項番1と同様	28,500部
3	チラシ① 保険料制度案内	<ul style="list-style-type: none"> ●寸法／A4版縦 ●紙色／浅葱色 ●紙厚／上質紙 四六判 55kg ●両面刷 ●刷色／表面・裏面共（1色）黒 ※納品時は長辺均等3つ折りとすること。	32,000部
4	チラシ② 普徴切替案内	<ul style="list-style-type: none"> ●寸法／A4版縦 ●紙色／クリーム ●紙厚／上質紙 四六判 55kg ●両面刷 ●刷色／表面・裏面共（1色）黒 ※納品時は長辺均等3つ折りとすること。	1,300部
5	チラシ③ 保険料精算	<ul style="list-style-type: none"> ●寸法／A4版縦 ●紙色／桃色 ●紙厚／上質紙 四六判 55kg ●片面刷 ●刷色／（1色）黒 ※納品時は長辺均等3つ折りとすること。	1,650部

6	チラシ④ 普徴納付方法案内 3種類 (納付書3・6・8枚用)	●寸法／横 210mm×縦 74.25mm 以内 ※見本は A4 版縦の長辺均等 4 つ切りとしている。 ●紙色／白色 ●紙厚／上質紙 四六判 55kg ●片面刷 ●刷色／(1色) 黒	2,000 部 3枚用: 1,100 部 6枚用: 300 部 8枚用: 600 部
7	チラシ⑤ 決定通知書の見方 2種類 (年次・月次用)	●寸法／A4 版縦 ●紙色／白色 ●紙厚／上質紙 四六判 55kg ●両面刷 ●刷色／表面・裏面共 (1色) 黒 ※納品時は長辺均等 3 つ折りとすること。	35,900 部 年次用: 30,600 部 月次用: 5,300 部
8	窓あき封筒(封入・封かん用)	●寸法／横 235mm×縦 120mm 以内 ●紙質／クラフト紙 ●刷色／(1色) 黒 ●窓部分素材／グラシン紙 ●フラップ／みずのり加工とする。 ※紙質、窓等は見本のとおり。別紙 1 参照。	30,600 部
9	窓あき封筒(封入用)	●寸法／横 235mm×縦 120mm 以内 ●紙質／クラフト紙 ●刷色／(1色) 黒 ●窓部分素材／グラシン紙 ●フラップ／アドヘア加工とする。 ※紙質、窓等は見本のとおり。別紙 1 参照。	7,400 部
10	口座振替依頼書※ 【年次】納付書 6 枚用 ※発注者から提供する	・普徴納付方法案内チラシ(納付書 6 枚用) が表紙となるように口座振替依頼書の上部にセットし、右端の上部を横向きにホチキス留めし、チラシと口座振替依頼書を綴ること。	300 セット
11	口座振替依頼書※ 【年次】納付書 8 枚用 ※発注者から提供する	・普徴納付方法案内チラシ(納付書 8 枚用) が表紙となるように口座振替依頼書の上部にセットし、右端の上部を横向きにホチキス留めし、チラシと口座振替依頼書を綴ること。	600 セット
12	保険料率改定案内チラシ ※発注者から提供する	●寸法／A4 版両面 1 枚 (3 つ折り)	30,600 部

※項番 10～12 は発注者が提供するため受注者が作成する必要はないが、仕様書構成の都合によりここで記載し、項番を付番する。

- イ 校正** 全て 2 回とする。ただし、最終校正後であっても、制度改正等によりやむを得ず文面を変更する必要が生じた場合は、双方協議の上で原稿の微修正を行い、校正回数を変更することがある。
- ウ 原稿** 原稿の提供方法は、アナログ又はデジタル(項番 3～7 はワード又は PDF) とする。原稿の文面、レイアウトについては、今後の後期高齢者医療制度改正等に併いやむを得ず変更することがあり、その際は双方協議により最低限の変更を加えるものとする。
- エ その他仕様** ・項番 1～9 に示す用紙の紙質・色の形状等は別途見本のとおりとする。
・市長印及び広域連合長印は、発注者がデジタルデータで提供する印影を使用するものとする。市長印及び広域連合長印の印影の大きさは等倍で刷ること。
- オ 見本等の閲覧** 項番 1～9 の見本を閲覧に付するものとする。原稿は契約締結後の提供とするが、用紙サイズ、枚数、印刷面数及び概ねの文字数等に変更はないものとする。

(2) 保険料情報印字作業

ア 作業内容

発注者から受注者に貸与する次のファイル名のデータを受注者が印字し、納入通知書等を作成すること。また、納入通知書（特徴・口座払）の宛名部分に郵便で読み取り可能なカスタマーバーコードを印字するものとする。

ファイル名	印字様式
納入通知書（納付書払）データ	項番 1 で作成した納入通知書
納入通知書（月次）データ	項番 1 で作成した納入通知書
納入通知書（特徴・口座払）データ	項番 2 で作成した納入通知書

イ 保険料情報の受け渡し

データは発注者から、USBに格納し受注者に貸与する。当該USBは正副2部作成し、それぞれに暗号化をするものとする。また、当該USBに要する費用及び暗号化に要する費用は発注者が負担するものとする。当該USBの受け渡し時は、受注者は発注者に借用書（任意様式）を提出するものとする。なお、当該USBメモリは4の発注者に届け出た場所において施錠できる金庫等で保管し、当該場所から持ち出してはならない。

総合行政ネットワーク（LGWAN）上でのファイル転送サービスを受注者が保有している場合、当該サービスを利用したデータ收受も可能とする。受注者は、LGWAN-ASPを用いたファイル転送サービス等（以下「サービス」という。）によりデータを收受する際、暗号化処理やパスワード設定等セキュリティ機能を確認し、発注者と協議の上、收受時のセキュリティ措置の内容を決定し明示すること。なお、送付データは暗号化処理を施した上で、サービスにアップロードをするものとする。

データの複製は必要最小限とし、当該業務以外で利用してはならない。受注者は、受領したデータの利用が終了した際は、復元不可能な処理を施した上で、データを廃棄することとする。また、廃棄後、発注者に対してデータ内容、廃棄した年月日及び廃棄方法を発注者に届出書（任意様式）を提出するものとする。

ウ 保険料情報の記録形式

データは発注者がPDF形式（外字対応済み）で提供する。PDFは「Adobe Acrobat Standard DC」の「Adobe PDF Converter」にて生成する。

エ PDFデータの内容

(7) 納入通知書（納付書払）データ

納入通知書（納付書払）データは、被保険者1人につきPDF1ページであり、被保険者の住所、氏名、カスタマーバーコード、保険料情報及びその他文章がある。ただし、被保険者1人につき複数年度の保険料に決定・変更がある場合は、PDFが複数枚となる。また、ファイルは封入物の種類ごとのデータの4つに分けている。

(イ) 納入通知書（月次）データ

納入通知書（月次）データは、被保険者1人につきPDF1ページであり、被保険者の住所、氏名、カスタマーバーコード、保険料情報及びその他文章がある。ただし、被保険者1人につき複数年度の保険料に決定・変更がある場合は、PDFが複数枚となる。同一ファイル内に納付書有りとな付書無しの2パターンが含まれており、データの並び順は、①納付書有りの郵便番号順、②納付書無しの郵便番号順となる。

(ウ) 納入通知書（特徴・口座払）データ

納入通知書（特徴・口座払）データは、被保険者1人につきPDF1ページであり、被保険者の住所、氏名、カスタマーバーコード、保険料情報及びその他文章がある。また、ファイルは還付のみのデータと還付以外のデータの2つに分けている。

オ 印字テスト

納入通知書（特徴・口座払）の宛名部分のカスタマーバーコードは読み取りテストを実施することとし、発注者を通じて、テストに合格するまで実施するものとする（テストに必要な期間は約1週間を予定している。）。印字テストに必要な仮刷りの納入通知書を30部印刷・封入封かんすることとし、このテスト用窓あき封筒及び納入通知書は項番8の作成部数及び項番32の印刷部数に含めないものとする。テスト作業に要する運搬費等は、受注者の負担とする。

カ 印字数量

項番 (履行番号)	品名 (履行区分)	規格・仕様	印字部数 (発注予定数量)
3 1	納入通知書 (納付書払) 【年次】	連続用紙データ印刷	2,100 部
3 2	納入通知書 (特徴・口座払) 【年次】	連続用紙データ印刷	28,500 部
3 3	納入通知書 【月次】	連続用紙データ印刷	5,300 部

(3) 製本作業

ア 作業内容等

項番 (履行番号)	作業内容 (履行区分)	作業内容	作業枚数 (発注予定数量)
4 1	口座振替依頼書※ 【年次】納付書 6 枚用 ①—項番 6 (6 枚用)— ②—項番 10— ※ホチキス	・普徴納付方法案内チラシ (納付書 6 枚用) が表紙となるように口座振替依頼書の上にセットし、右端の上部を横向きにホチキス留めし、チラシと口座振替依頼書を綴ること。	300 セット
4 2	口座振替依頼書※ 【年次】納付書 8 枚用 ①—項番 6 (8 枚用)— ②—項番 11— ※ホチキス	・普徴納付方法案内チラシ (納付書 8 枚用) が表紙となるように口座振替依頼書の上にセットし、右端の上部を横向きにホチキス留めし、チラシと口座振替依頼書を綴ること。	600 セット

※発注者から受注者への封入物の提供を行う。

口座振替依頼書 (発注者作成: A 4 版縦の複写用紙 4 枚組) 900 セット
不足する場合には、追加で提供する。

(4) 封入封かん作業

ア 作業内容等

(ア) 年次

項番 (履行番号)	作業内容 (履行区分)	作業内容	作業枚数 (発注予定数量)
6 1	納入通知書 (納付書払) 納付書 1 枚	次の順で封入物 5 点を封入する。 【封入物】(封筒=項番 9) <u>封かんはしない。</u> ●納入通知書項番 1・印字 (項番 3 1) 済み ●制度案内チラシ項番 3 ●保険料精算チラシ項番 5 (ただし、宛名に「相続人様」の記載があるもののみ) ●決定通知書の見方 (年次用) 項番 7 ●保険料率改定案内チラシ項番 1 2	100 セット
6 2	納入通知書 (納付書払) 納付書 3 枚	次の順で封入物 6 点を封入する。 【封入物】(封筒=項番 9) <u>封かんはしない。</u> ●納入通知書項番 1・印字 (項番 3 1) 済み ●制度案内チラシ項番 3 ●普徴切替案内チラシ項番 4 ●普徴納付方法案内チラシ項番 6 (3 枚用) ●決定通知書の見方 (年次用) 項番 7 ●保険料率改定案内チラシ項番 1 2	1,100 セット
6 3	納入通知書 (納付書払) 納付書 6 枚	次の順で封入物 5 点を封入する。 【封入物】(封筒=項番 9) <u>封かんはしない。</u> ●納入通知書項番 1・印字 (項番 3 1) 済み ●制度案内チラシ項番 3 ●口座振替依頼書項番 4 1・普徴納付方法案内チラシ項番 6 (6 枚用) セット済み ●決定通知書の見方 (年次用) 項番 7 ●保険料率改定案内チラシ項番 1 2	300 セット

6 4	納入通知書（納付書払） 納付書 8 枚	次の順で封入物 5 点を封入する。 【封入物】（封筒＝項番 9）封かんはしない。 ●納入通知書項番 1・印字（項番 3 1）済み ●制度案内チラシ項番 3 ●口座振替依頼書項番 4 2・普徴納付方法案内チラシ項番 6（8 枚用）セット済み ●決定通知書の見方（年次用）項番 7 ●保険料率改定案内チラシ項番 1 2	600 セット
6 5	納入通知書（特徴・口座払）	次の順で封入物 4 点を封入封かんする。 【封入物】（封筒＝項番 8） ●納入通知書項番 2・印字（項番 3 2）済み ●制度案内チラシ項番 3 ●決定通知書の見方（年次用）項番 7 ●保険料率改定案内チラシ項番 1 2	28,500 セット

(イ) 月次

項番 (履行番号)	作業内容 (履行区分)	作業内容	作業枚数 (発注予定数量)
7 1	納入通知書	次の順で封入物 2 点を封入する。ただし、同一被保険者が複数枚ある場合は、名寄せして同一封筒に封入すること。 【封入物】（封筒＝項番 9）封かんはしない。 ●納入通知書項番 1・印字（項番 3 3）済み ●決定通知書の見方（月次用）項番 7	5,300 セット 12 か月×440 セット平均

(ウ) 注意事項

納入通知書の封入に当たっては、異なる被保険者の情報が混入しないよう、細心の注意を払って作業を行うこと。なお、保険料情報データと封入封かん物の数量等を確認するための宛名リスト（エクセル又はCSV形式）を発注者から受注者に貸与することができる。

7 データ運搬及び成果品運搬作業

(1) 作業内容

項番	作業	規格・仕様（年次分 1 回、月次分 1 1 回）
8 1	保険料情報データ運搬 （発注者→受注者）	保険料情報を記録したUSBを、セキュリティの保たれた方法により、履行場所まで運搬すること。
8 2	納入通知書運搬 （成果品）運搬 （受注者→発注者）	封入封かん作業済み納入通知書及びその他貸与物品を発注者までセキュリティの保たれた方法により運搬すること。検査・検品・検算（以下「検査等」という。）に要する運搬作業を含む。
8 3	作成物品の一部納品 （受注者→発注者）	項番 1～9 で作成した物品の一部を窓口交付分として納品すること。数量及び時期については別途協議するものとする。

(2) 成果品の受け渡し

発注者までの運搬方法については、セキュリティの保たれた方法によるものとする。また、契約締結後に業務実施計画書（任意様式）にその方法を記載し、発注者の承認を得ることとする。

製本作業等で破損した納入通知書等は、破棄せず同期の成果品とともに必ず納品すること。また、破損した納入通知書等の再印刷を実施すること。

(3) 成果品の整理

年次分成果品（封入封かん作業済み）について、納入通知書（特徴・口座払）項番 6 5 は郵便

区内特別郵便物の制度上の配達郵便局ごとに箱詰めすることとする。郵便番号ごとの配達郵便局は別紙2のとおりとする。また、納入通知書（納付書払）項番61～64は、次の順で分け、箱詰めすることとする。なお、輸送時の破損を考慮し、納品時は少量であっても全て箱を使用すること。

1位：封入封かん作業の作業内容

2位：発行連番

3位：重量区分（50gまで・100gまで等）

また、当該箱の側面2か所（箱の長辺と短辺）に記載例のとおり、箱詰めの内容を記載するものとする。タックシール等の貼付けを可とする。

月次分成果品（封入作業済品）の納入通知書項番71は、発行連番順に箱詰めするものとする。当該箱の側面2か所（箱の長辺と短辺）に記載例のとおり、箱詰めの内容を記載するものとする。タックシール等の貼付けを可とする。

年次分成果品及び月次分成果品の箱詰めに必要な費用（箱代等）は受注者が負担するものとし、箱のサイズは発注者と協議し決定するものとする。

【箱側面記載例】

●納入通知書（特徴・口座払）【年次】の場合

郵便局名	：安芸西条郵便局
郵便番号	：739-00×× ～ 739-00□□
発行連番	：○○○○ ～ ○○○○
箱内数量	： <u>(各箱に入っている通数)</u>
箱番号	：△△／箱総数

●納入通知書（納付書払）【年次】の場合

作業名	：納入通知書（納付書払）納付書1枚
発行連番	：○○○○ ～ ○○○○
重量区分	：50gまで
箱内数量	： <u>(各箱に入っている通数)</u>
箱番号	：△△／箱総数

●納入通知書【月次】の場合

発行連番	：○○○○ ～ ○○○○
箱内数量	： <u>(各箱に入っている通数)</u>
箱番号	：△△／箱総数

8 環境構築作業

(1) データ印刷設定等作業

項番	項目	規格・仕様
91	作業打ち合わせ	印字テスト、本印字及び封入封かん作業に係るスケジュール等詳細な打ち合わせを実施する。 作業打ち合わせに係る発注者・受注者それぞれの費用は、各者で負担すること。
92	印字テスト作業	保険料情報の印字テストを実施する。印字テストは、納入通知書(特徴・口座払)のカスタマーバーコード読み取りテストとし、発注者を通じて、 <u>テストに合格するまで実施</u> するものとする。 印字テスト作業に必要な運搬費等は、受注者の負担とする。
93	機器設定作業	受注者の印刷機等の設定作業を実施する。
94	印刷物等保管及び在庫管理	納入通知書等様式の保管及び在庫管理をして、不足が生じることが予想される場合は、速やかに発注者に報告し対応を協議すること。 また、業務完了時には在庫物品を全て発注者へ納品すること。

9 年間作業日程

(1) 作業日程【様式等】

区分	内容	完了期限
様式作成 (本印刷)	項番1 納入通知書 (納付書払) 項番2 納入通知書 (特徴・口座払) 項番3 チラシ① 項番4 チラシ② 項番5 チラシ③ 項番6 チラシ④ (3種類) 項番7 チラシ⑤ (2種類) 項番8 窓あき封筒 (封入・封かん用) 項番9 窓あき封筒 (封入用)	令和8年6月1日 (月)
保険料情報印刷 (印字テスト)	テスト用納入通知書 (特徴・口座払) ※30部 (項番8の作成部数及び項番32の印字部数に含めない。)	令和8年6月5日 (金)

(2) 作業日程【保険料情報印刷、製本作業、封入封かん作業、データ運搬及び成果品運搬作業】

区分	保険料情報送付時期 及び内容	処理期間	成果品納入日
年次	令和8年 7月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から 起算して4日以内	処理期間満了日の翌日
月次	令和8年 8月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から 起算して4日以内	処理期間満了日の翌日
月次	令和8年 9月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から 起算して4日以内	処理期間満了日の翌日
月次	令和8年10月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から 起算して4日以内	処理期間満了日の翌日
月次	令和8年11月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から 起算して4日以内	処理期間満了日の翌日
月次	令和8年12月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から 起算して4日以内	処理期間満了日の翌日
月次	令和9年 1月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から 起算して4日以内	処理期間満了日の翌日
月次	令和9年 2月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から 起算して4日以内	処理期間満了日の翌日
月次	令和9年 3月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から 起算して4日以内	処理期間満了日の翌日
月次	令和9年 4月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から 起算して4日以内	処理期間満了日の翌日
月次	令和9年 5月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から 起算して4日以内	処理期間満了日の翌日
月次	令和9年 6月初旬	保険料情報受け取り日の翌日から 起算して4日以内	処理期間満了日の翌日

(注意事項)

- 1 年間の詳細日程については、別途協議するものとする。
- 2 処理期間には、土日祝日を含まないものとする。
- 3 処理期間には、検査等作業に必要な日数を含むものとする。
- 4 処理期間満了日の翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日に成果品を納入するものとする。
- 5 災害その他の事情により、成果品の納入が遅延する場合は、発注者へ早急に連絡すること。

10 単価契約と発注予定数量

- (1) 本業務は、「6 業務詳細」における各作業項目を履行区分とし対応する契約単価を定め、その他経費を数量1式の単価とする単価契約とする。業務全体の履行区分、契約単価及び発注予定数量を別表のとおり定める。
- (2) 発注予定数量には変動がある。ただし、別表に定める各履行区分の発注予定数量を上限とし、下限はその8割以内とする。この下限を下回るときは、発注者と受注者が委託料（単価を含む。）について協議を行い、必要があると認めるときは変更契約の締結を行うものとする。

11 委託料の支払い

- (1) 本業務は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

部分払いの履行単位		支払金額	支払種別
仕様書6 (1) 納入通知書等様式作成作業		別表に示す該当履行区分の契約単価に履行数量を乗じることとし、その計算方法は次のア又はイのとおりとする。	部分払
仕様書6 (2) 保険料情報印字作業 (3) 製本作業 (4) 封入封かん作業のうち	「年次」対象作業分		部分払
	「月次」対象作業分 (令和8年8月から令和9年3月発送分の各月履行分)		部分払
	「月次」対象作業分 (令和9年4月から令和9年6月発送分の各月履行分)		部分払
上記以外の業務分		残額	完了払

ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

別表に示す履行区分ごとの契約単価に、それぞれの履行数量を乗じて計算した額を合計した額に、当該合計額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額。なお、計算過程における履行区分ごとの合計金額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

別表に示す履行区分ごとの契約単価に、それぞれの履行数量を乗じて計算した額を合計した額。なお、計算過程における履行区分ごとの合計金額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (2) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行分の履行報告を行っていないなければならない。
- (3) 上記(1)ア及びイの計算方法は、完了払についても適用する。

(4) 債務負担行為特則

債務負担行為に係る契約の特則として、各会計年度における業務委託料の支払限度額及び支払限度額に対応する出来高予定額は次のとおりとする。

年度	限度額	支払限度額の計算方法
令和8年度	支払限度額 (出来高予定額) 円 円)	令和9年3月までの業務履行分について、上記11「委託料の支払い」に定めるところにより計算した額。
令和9年度	残額	

1.2 現地調査及び検査等の対応

発注者は、受注者施設のセキュリティ状況等を確認するための現地調査を実施する。

受注者は、印刷作業を行った納入通知書(納付書払)【年次・月次】、納入通知書(特徴・口座払)【年次】(以下「印刷済納入通知書等」という。)について、発注者の検査を受け検査完了した後、受注者施設で製本作業、封入封かん作業を行い期限内に納品すること。

●検査方法

発注者の指示するところにより、印刷済納入通知書等の一部若しくは全部を箱詰めし発注者の指定する場所まで運搬し検査を受けることとする。

●検査・現地調査予定回数

時期	回数
受注者施設現地調査(6月から7月まで)	1回
年次賦課時検査(7月)	1回
月次賦課時検査(7月から翌年6月まで)	1回

※ただし、月次賦課の検査の回数は発注者の定めるところにより、変更することがある。

1.3 特記事項

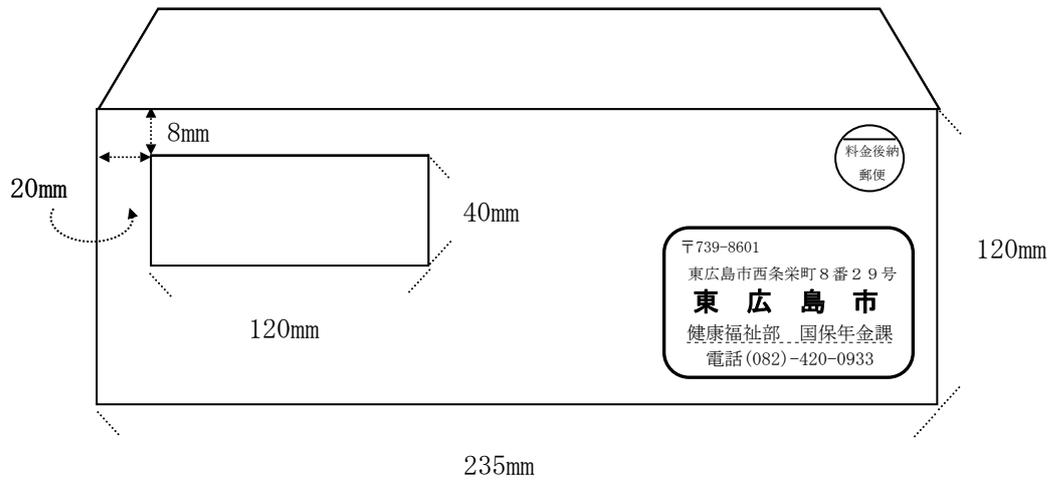
- (1) 委託業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。
- (2) 保険料情報並びに印刷済みの納入通知書等の運搬、保管に当たっては、紛失・盗難等管理に十分注意すること。
- (3) 保険料情報及び成果品の運搬方法等について事前に発注者の承諾を得ること。
- (4) 本業務の実施において、仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、当該疑義の解消方法について事前に発注者と十分に協議し承諾を得ること。また、協議は可能な限り早期に申し出るなど、業務に支障が生じないよう配慮すること。

1.4 問い合わせ先(発注担当課)

東広島市 健康福祉部国保年金課 医療給付係
電話 (082) 420-0933
FAX (082) 422-0334

別紙 1

窓あき封筒



別紙 2

郵便番号	配達郵便局名
739-00xx	安芸西条郵便局
739-01xx (八本松地域) 739-02xx (志和地域)	八本松郵便局
739-21xx	高屋郵便局
739-22xx	河内郵便局
739-23xx (福富・豊栄地域)	福富郵便局
739-24xx	安芸津郵便局
739-25xx	板城郵便局
739-26xx	黒瀬郵便局
739-27xx	下黒瀬郵便局
上記以外 (東広島市外) の番号	安芸西条郵便局 ※ただし、納品箱に貼るラベルに記載する郵便局名は、「市外発送分」とすること。

別表（契約単価）

単価の種類				数量	単位	単価（円）	発注予定数量	
仕様書の「6業務詳細」の内訳	項目	項番	履行区分					
	(1) 納入通知書等様式作成作業	1	納入通知書（納付書払）	1	部		7,400部	
		2	納入通知書（特徴・口座払）	1	部		28,500部	
		3	チラシ① 「保険料制度案内」	1	部		32,000部	
		4	チラシ② 「普徴切替案内」	1	部		1,300部	
		5	チラシ③ 「保険料精算」	1	部		1,650部	
		6	チラシ④ 「普徴納付方法案内」 3種類	1	部		2,000部	
		7	チラシ⑤ 「決定通知書の見方」 2種類	1	部		35,900部	
		8	窓あき封筒（封入・封かん用）	1	部		30,600部	
		9	窓あき封筒（封入用）	1	部		7,400部	
	(2) 保険料情報印字作業	31	納入通知書（納付書払）【年次】	1	部		2,100部	
		32	納入通知書（特徴・口座払）【年次】	1	部		28,500部	
		33	納入通知書【月次】	1	部		5,300部	
	(3) 製本作業	41	口座振替依頼書（納付書6枚用）【年次】	1	セット		300セット	
		42	口座振替依頼書（納付書8枚用）【年次】	1	セット		600セット	
	(4) 封入封かん作業	(7) 年次	61	納入通知書（納付書払） 納付書1枚	1	セット		100セット
			62	納入通知書（納付書払） 納付書3枚	1	セット		1,100セット
			63	納入通知書（納付書払） 納付書6枚	1	セット		300セット
			64	納入通知書（納付書払） 納付書8枚	1	セット		600セット
			65	納入通知書（特徴・口座払）	1	セット		28,500セット
		(4) 月次	71	納入通知書 納付書あり	1	セット		5,300セット
	上記以外の業務分 （データ運搬、成果品運搬作業及び打ち合わせ経費等） （注意事項）				1	式		1式 （変動しない）

- 1 契約書に掲げる業務委託料の額は発注限度額とする。
- 2 発注者の業務委託発注金額が、発注限度額に達しない場合でも受注者は委託業務を履行しなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、発注限度額を超えて発注又は受注してはならない。
- 4 発注予定数量を上限とし、下限はその8割以内とする。

◆賦課の根拠

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定によって、後期高齢者医療制度の被保険者一人ひとりに対して賦課されます。

◆保険料の決め方

項番 1・2

$$\text{一人当たり保険料額} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除※) × 所得割率 (9.63%)

均等割額 = 49,621 円

※基礎控除の額は、前年の合計所得金額が 2,400 万円以下⇒43 万円、2,400 万円超 2,450 万円以下⇒29 万円、2,450 万円超 2,500 万円以下⇒15 万円、2,500 万円超⇒0 円 (適用なし) となります。

※表面「賦課のもととなる所得金額」とは、前年中の総所得金額、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の合計額 (雑損失の繰越控除適用前の金額) から基礎控除を差し引いた金額です。

※一人当たりの保険料の限度額は 80 万円です。

◆保険料の軽減

【均等割の軽減】

所得額が次の表に該当する世帯の被保険者は、保険料の均等割が軽減されます。

世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額	均等割の軽減割合	軽減後の均等割額
「43 万円」※以下	7 割	14,886 円/年
「43 万円 + 30 万 5 千円 × 被保険者数」※ 以下	5 割	24,810 円/年
「43 万円 + 56 万円 × 被保険者数」※ 以下	2 割	39,696 円/年

※給与所得者等が 2 人以上の場合は「+10 万円 × (給与所得者等の人数 - 1)」の計算式を追加します。

給与所得者等とは、給与所得又は公的年金に係る雑所得 (控除があれば控除後) が 1 円以上ある人です。

※軽減を判定する所得額は、前年中の総所得金額、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の合計額です。

(ただし、事業所得等の場合は専従者給与額等控除前の所得額、分離譲渡所得の場合は譲渡に係る特別控除前の所得額になります。また、65 歳以上の方の公的年金には特別控除 (最高 15 万円) が適用されます。)

※所得の合計が基準額未満の場合でも、所得の申告をしていない場合には保険料の軽減が適用されません。

※保険料の軽減は賦課期日である 4 月 1 日 (4 月 2 日以降に資格を取得された場合は資格取得日) 時点における世帯構成により判定します。

◆保険料の減免

保険料の納付義務者等が天災により住宅、家財に著しい損害を受けた場合や、事業の不振、失業等により収入が著しく減少し、生活が著しく困難な世帯と認められた場合などの特別な理由により、保険料の支払いが困難であると認められた場合には、減免の適用を受けられることがあります。

なお、前年度において減免を受けた人で、引き続き減免が必要な場合は、改めて減免申請が必要になります。

◆被用者保険の被扶養者であった人の特別措置

後期高齢者医療制度加入直前に被用者保険の被扶養者だった人は、当分の間は保険料の所得割は課せられず、均等割も資格取得後 2 年を経過する月までに限り 5 割軽減されます。ただし、所得が低い人に対する軽減にも該当する人については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

※制度加入直前に国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人にはこの特別措置の適用はありません。

◆不服の申立てについて

この通知に記載された内容について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、広島県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

※広島県後期高齢者医療審査会の問い合わせ先 〒730-8511 広島県広島市中区基町 10 番 52 号
広島県健康福祉局医療介護保険課

なお、この処分取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。

この訴えは裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に広島県後期高齢者医療広域連合を被告 (代表者は広島県後期高齢者医療広域連合長) として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から 1 年を経過すると訴えを提起することはできません。また、徴収について不服がある場合には、上記と同様の手続きにより広島県後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができます。なお、この場合の取消しの訴えの相手方は、東広島市を被告 (代表者は東広島市長) とすることとなります。

《問い合わせ先》

広島県後期高齢者医療広域連合 業務課 資格保険料係
TEL (082) 502-3010

東広島市 健康福祉部 国保年金課 医療給付係
TEL (082) 420-0933

保険料の決まり方

$$\begin{matrix} \text{年間保険料} \\ \text{(上限80万円)} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{(49,621円)} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{(所得割率9.63\%)} \end{matrix}$$

均等割額は、被保険者全員が均等に負担する額です。所得割額は、総所得金額等から基礎控除を差し引いたものに所得割率9.63%をかけた額となります。

年度途中で資格を取得または喪失したときは、被保険者であった月数に応じて保険料がかかります。

保険料の納め方

年金から天引きになる方（特別徴収）

年6回の年金定期支払時に年金の受給額から保険料が天引きされます。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
(年間保険料が確定していないため、前年度保険料をもとに算定した額を天引き)			(確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた残りの額を天引き)		

納付書または口座振替での納付になる方（普通徴収）

- ・年度途中で後期高齢者医療保険の資格を取得した人（75歳到達、転入、障害認定など）
- ・年金額が年額18万円未満の人
- ・介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える人
- ・申し出により、年金からの天引きではなく、口座振替へ変更した人

(※詳細は国保年金課までお問い合わせください)

1期	令和7年 7月31日 (木)
2期	令和7年 9月 1日 (月)
3期	令和7年 9月30日 (火)
4期	令和7年10月31日 (金)
5期	令和7年12月 1日 (月)
6期	令和7年12月25日 (木)
7期	令和8年 2月 2日 (月)
8期	令和8年 3月 2日 (月)
随時期	発送日の属する月の末日

口座振替が便利です

口座振替は保険料の納め忘れがなく、納めに行く手間も省けます。便利で安心な口座振替をご利用ください。

口座振替での納付をご希望の方は、

- ① 納付書
- ② 預(貯)金通帳
- ③ 通帳の届出印

を持って納付書記載の金融機関または市役所(支所・出張所でも可)でお申し込みください。

※口座振替の手続きには、1か月程度かかる場合があります。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

資格確認書の交付について

後期高齢者医療保険では、マイナ保険証関連の制度変更に係る暫定的な処置として本年度分の資格確認書を全員に交付します。

資格確認書は、次のとおり広島県後期高齢者医療広域連合から送付されます。

- ・ 毎年実施の定期更新で交付される資格確認書 ⇒ 7月20日頃
- ・ 75歳の年齢到達によって交付される資格確認書 ⇒ 誕生月の前月の20日頃

保険料の軽減

令和7年度の均等割額に係る軽減割合は次のとおりとなります。

世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額	均等割額の軽減割合
43万円以下 ※	7割
43万円+30万5千円×被保険者数 以下 ※	5割
43万円+56万円×被保険者数 以下 ※	2割

※給与所得者等が2人以上の場合は「+10万円×(給与所得者等の人数-1)」の計算式を追加します。
給与所得者等とは、給与所得又は公的年金に係る雑所得(控除があれば控除後)が1円以上ある人です。

被用者保険の被扶養者であった人の特別措置

後期高齢者医療制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった人は、当分の間は保険料の所得割は課せられず、資格取得後2年を経過する月までに限り均等割額が5割軽減されます。

※制度加入直前に国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた方にはこの特別措置の適用はありません。

医療機関窓口での負担割合(1割・2割・3割)の判定

前年中の住民税課税所得をもとに8月から翌年7月までの負担割合を判定します。

同一世帯の後期高齢者医療制度被保険者の所得	一部負担金の負担割合
市民税の課税所得145万円以上(世帯内最大の方)	3割
市民税の課税所得28万円以上(世帯内最大の方) かつ ・年金収入+その他合計所得が200万円以上(被保険者1人) ・年金収入+その他合計所得が320万円以上(被保険者2人以上)	2割
上記以外	1割

※3割負担の方でも次の①②を満たす場合、1割または2割負担となります。

- ① 世帯に被保険者が1人の場合、被保険者の収入額が383万円未満であること
- ② 世帯に被保険者が2人以上いる場合、世帯内の被保険者全員の総収入額が520万円未満であること

保険料の納め方について

項番 4

年金天引き

後期高齢者医療保険に加入当初、保険料の支払いは納付書払いですが、次の①②両方に当てはまる方は自動的に「年金天引き」(特別徴収)となります。

(手続きの必要はありません。)

- ① 年額 18 万円以上の公的年金を受け取っている人
- ② 介護保険料が年金から天引きされ、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が、公的年金受給額の 1 / 2 以下の人

※年金天引きになるかどうかの判定は毎年行われます。

※年金天引きは、後期高齢者医療制度への加入（75 歳になられた日や転入日等）時期によって異なり、加入からおよそ半年後から始まります。

口座振替への変更

年金からの天引きとなる場合でも、申し出により口座振替に変更することができます。変更される場合は「口座振替依頼書」とあわせて「納付方法変更申出書」による手続きが必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

※原則は年金天引きであるため、「納付方法変更申出書」は同封されておられません。市役所国保年金課、支所、出張所にて手続きしてください。

※納付方法を変更しても、支払う保険料の総額は変わりません。

問い合わせ先

東広島市役所 国保年金課 医療給付係

TEL (082) 420-0933

「年金天引き」から「口座振替」への変更手続き

変更手続きに必要なもの

- ① 「口座振替依頼書」（4枚つづりの複写式です）
- ② 「納付方法変更申出書」（市役所国保年金課、支所、出張所にあります）
- ③ 振替口座の預金通帳
- ④ 通帳の届出印
- ⑤ 被保険者証

なお、手続き後に年金天引きが中止されるまでには、早くても2か月程かかります。（例：7月に申出書を提出されると、8月は年金天引きが行われ、10月から中止されます。）

申出締切					
1月末	3月末	5月末	7月末	9月末	11月末
↓	↓	↓	↓	↓	↓
年金天引き（特別徴収）中止月					
4月	6月	8月	10月	12月	2月

ご注意ください

- 1 口座振替に変更した場合、所得税等の社会保険料控除は口座名義人に適用されます。
- 2 申し出時点で後期高齢者医療保険料の滞納がある場合は、原則、口座振替への変更が認められません。また、変更後に、残高不足などで口座振替できないことが続く場合も同様です。

保険料の精算について

保険料の精算

- 後期高齢者医療制度の被保険者がお亡くなりになったときは、お亡くなりになられた月の前月分までで後期高齢者医療保険料を精算します。
- 精算後の保険料に納付額の不足がある場合は、納付書を同封していますので納期限までに納付してください。

年金から天引き（特別徴収）された保険料の精算

- お亡くなりになった日より後の年金から保険料が天引きされたときは、保険料が還付となる場合があります。
- 還付となる場合は、年金関係の手続き※が完了してから1～2ヵ月後に「還付金口座振込依頼書」が届きますので、国保年金課まで提出してください。
※年金関係の手続きについては年金保険者（日本年金機構等）へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号

東広島市 国保年金課 医療給付係

TEL (082) 420-0933

年金から天引きされない保険料があ

7月・8月・9月の保険料は、年金から天引きされません。同封している納付書で納付してください。

年金から天引きされない保険料があります！

7月・8月・9月の保険料は、年金から天引きされません。同封している納付書で納付してください。

年金から天引きされない保険料があります！

7月・8月・9月の保険料は、年金から天引きされません。同封している納付書で納付してください。

年金から天引きされない保険料があります！

7月・8月・9月の保険料は、年金から天引きされません。同封している納付書で納付してください。

口座振替が便利です！

項番 6
(納付書 8 枚用)

7月の保険料は同封している納付書で納付してください。7月中に手続きすれば、8月以降の保険料は口座引き落としができます。ぜひご利用ください。

口座振替が便利です！

7月の保険料は同封している納付書で納付してください。7月中に手続きすれば、8月以降の保険料は口座引き落としができます。ぜひご利用ください。

口座振替が便利です！

7月の保険料は同封している納付書で納付してください。7月中に手続きすれば、8月以降の保険料は口座引き落としができます。ぜひご利用ください。

口座振替が便利です！

7月の保険料は同封している納付書で納付してください。7月中に手続きすれば、8月以降の保険料は口座引き落としができます。ぜひご利用ください。

年金から天引きされない保険料があ

9月以降の保険料は、年金から天引きされません。
口座引き落としの手続きをしていただくか、同封して
いる納付書で納付してください。

年金から天引きされない保険料があります！

9月以降の保険料は、年金から天引きされません。
口座引き落としの手続きをしていただくか、同封して
いる納付書で納付してください。

年金から天引きされない保険料があります！

9月以降の保険料は、年金から天引きされません。
口座引き落としの手続きをしていただくか、同封して
いる納付書で納付してください。

年金から天引きされない保険料があります！

9月以降の保険料は、年金から天引きされません。
口座引き落としの手続きをしていただくか、同封して
いる納付書で納付してください。

後期高齢者医療保険料決定通知書の見

はじめに

後期高齢者医療保険料は、各被保険者が納付義務者となります。
世帯内で複数人が後期高齢者医療保険に加入している場合でも、それぞれに保険料を賦課し、通知します。

○封筒の中に入っているもの



※納付書が入っていない方
・口座振替を登録している方
・特別徴収（年金からの天引き）の方
・保険料額の変更により還付等になる方など

○決定通知書のポイント（上部）

前年の所得をもとに、保険料を算定した結果を示しています。

令和●●年●●月●●日

739-8601
東広島市西条栄町8番29号

東広島 太郎 様

12345678 / 123456

広島県後期高齢者医療広域連合長
広島県後期高齢者医療広域連合長印

後期高齢者医療保険料 決定通知書

国保年金課へのお問い合わせの際には、「被保険者番号」をお伝えいただくとスムーズです。

実際に負担する「年間保険料額」です。

被保険者氏名	東広島 太郎
被保険者番号	12345678
決定年月日	令和●●年●●月●●日

年間保険料	158,103 円
-------	-----------

①賦課のもととなる所得金額		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪					
1,294,851 円		8,010 円		112,200 円		40,010 円		158,103 円		0 円		0 円		非該当		0 円		158,103 円		12		0 円		158,103 円	

賦課のもととなる所得金額は、「総所得金額等 - 基礎控除（43万円）の合計額」です。※

軽減制度が適用されている場合は、軽減割合と軽減額が記載されます。※

年間（12か月分）の保険料額を加入月数に応じて、減額します。

※ 詳細は、保険料決定通知書裏面の説明をご覧ください。

ウラ面もあります。

○決定通知書のポイント（下部）

年間の保険料をどのように納付いただくかを示しています。

後期高齢者医療保険料 納入通知書				東広島市長 東広島市市長印																																														
特別徴収分の保険料		12ヶ月分 158,103 円		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>特別徴収</th> <th>普通徴収</th> <th>普通徴収の場合の納期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7月</td><td></td><td>26,451</td><td>令和●年7月31日</td></tr> <tr><td>8月</td><td></td><td>26,300</td><td>令和●年8月31日</td></tr> <tr><td>9月</td><td></td><td>26,300</td><td>令和●年9月30日</td></tr> <tr><td>2月</td><td>26,452</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3月</td><td>26,300</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			月	特別徴収	普通徴収	普通徴収の場合の納期限	4月				5月				6月				7月		26,451	令和●年7月31日	8月		26,300	令和●年8月31日	9月		26,300	令和●年9月30日	2月	26,452			3月	26,300			計				合計			
月	特別徴収	普通徴収	普通徴収の場合の納期限																																															
4月																																																		
5月																																																		
6月																																																		
7月		26,451	令和●年7月31日																																															
8月		26,300	令和●年8月31日																																															
9月		26,300	令和●年9月30日																																															
2月	26,452																																																	
3月	26,300																																																	
計																																																		
合計																																																		
普通徴収分の保険料		0 円																																																
		158,103 円																																																
特別徴収対象となる年金を記載しています。																																																		
特別徴収義務者	*****																																																	
特別徴収対象年金	*****																																																	
金融機関名	〇〇銀行 △△支店																																																	
口座名義人	ヒガシヒロシマ タロウ																																																	
種別	普通	口座番号	****123																																															

※来年度の仮徴収額（4月・6月・8月）は、今年度2月の特別徴収額とそれぞれ同額です。実際の「年金天引き額」が、表中「仮徴収額」および「期別保険料」の額を超過した場合、市が保険料を受領後、還付または充当します。

1 保険料の徴収方法について

後期高齢者医療保険料は、原則、年金天引き（特別徴収）により徴収されますが、加入からしばらくの間は特別徴収できません。加入月（75歳年齢到達・障害認定等）により下表のように特別徴収開始予定が異なります。（※下の2に該当する場合は天引きできません。）

加入月	6～9月	10～11月	12月	1月	2～5月
特別徴収開始予定	翌年4月	翌年6月	翌年8月	8月	10月

2 徴収方法が切り替わる場合について

何らかの理由により特別徴収が停止した場合は、特別徴収の再開は翌年度10月からとなり時間がかかります。再開までは、納付書または口座振替（普通徴収）により納付いただくこととなります。

<特別徴収が停止する例>

- 1) 年間の保険料額と年金支給額との関係から特別徴収の対象とならない場合。
- 2) 年間保険料が前年と比較して大きく減額となり、年度の途中で年間保険料のすべてを徴収した場合。

など

【お問い合わせ先】

国保年金課 医療給付係
TEL: (082) 420-0933



後期高齢者医療保険料決定通知書の見方

項番 7
(月次用)

はじめに

後期高齢者医療保険料は、各被保険者が納付義務者となります。
世帯内で複数人が後期高齢者医療保険に加入している場合でも、それぞれに保険料を賦課し、通知します。

○封筒の中に入っているもの

保険料決定通知書



納付書

※納付書が入っていない方

- ・口座振替を登録している方
- ・特別徴収（年金からの天引き）の方
- ・保険料額の変更により還付等になる方など

○決定通知書のポイント（上部）

前年の所得をもとに、保険料を算定した結果を示しています。

739-8601
東広島市西条栄町8番29号

東広島 太郎 様

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
(12345678 / 123456)

令和●●年●●月●●日

広島県後期高齢者医療広域連合長
広島県後期高齢者医療広域連合長印

国保年金課へのお問い合わせの際には、
「被保険者番号」をお伝えいただくとスムーズです。

変更決定通知書

被保険者氏名	東広島 太郎	年間保険料	13,752 円
被保険者番号	12345678		
決定理由	所得の判明により変更しました		
決定年月日			

賦課のもととなる所得金額は、
「総所得金額等 - 基礎控除（43万円）の合計額」です。※

算定された「年間保険料額」を変更前後で記載しています。

①賦課の基礎		②所得割		③均等割		④年保険料額		⑤月割減額		⑥保険料額	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
0 円	0 円	8.67 %	8.67 %	0 円	0 円	45,840 円	45,840 円	0 円	0 円	45,840 円	45,840 円
0 円	0 円	非該当	7割	0 円	32,088 円	45,840 円	13,752 円	0 円	0 円	45,840 円	13,752 円

前
後

軽減制度が適用されている場合は、
軽減割合と軽減額が記載されます。※

年間（12か月分）の保険料額を
加入月数に応じて、減額します。

※ 詳細は、保険料決定通知書裏面の説明をご覧ください。

ウラ面もあります。

○決定通知書のポイント（下部）

年間の保険料をどのように納付いただくかを示しています。

後期高齢者医療保険料 納入通知書

東広島
市長印

特別徴収は年金から天引きとなる保険料、
普通徴収は納付書または口座振替で納付する保険料です。

次の通り変更します。

決定理由	変更前の保険料（円）		変更後の保険料（円）		普通徴収の場合の納期限
	月	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
所得変更による普徴賦課更生	4月				
決定年月日	5月				
令和 ●年●●月●●日	6月				
	7月		5,940	5,940	令和●年 7月31日
	8月		5,700	5,700	令和●年 8月31日
	9月		5,700	612	令和●年 9月30日
	10月		5,700	300	令和●年10月31日
	11月		5,700	300	令和●年11月30日
	12月		5,700	300	令和●年12月25日
	1月		5,700	300	令和●年 1月31日
	2月		5,700		
	3月				
	計	0	45,840		
	合計		45,840		

特別徴収の対象となる年金を記載しています。

特別徴収義務者	*****
特別徴収対象年金	*****

算定された「年間保険料」を決められた回数（1～8回）で納付していただきます。（1回分の納付は1月分とは限りません。）

金融機関名	○銀行 △支店
口座名義人	ヒガシヒロシマ タロウ
種別	普通
口座番号	****123

口座振替の登録口座を記載しています。

1 保険料の徴収方法について

後期高齢者医療保険料は、原則、年金天引き（特別徴収）により徴収されますが、加入からしばらくの間は特別徴収できません。加入月（75歳年齢到達・障害認定等）により下表のように特別徴収開始予定が異なります。（※下の2に該当する場合は天引きできません。）

加入月	6～9月	10～11月	12月	1月	2～5月
特別徴収開始予定	翌年4月	翌年6月	翌年8月	8月	10月

2 徴収方法が切り替わる場合について

何らかの理由により特別徴収が停止した場合は、特別徴収の再開は翌年度10月からとなり時間がかかります。再開までは、納付書または口座振替（普通徴収）により納付いただくこととなります。

<特別徴収が停止する例>

- 1) 年間の保険料額と年金支給額との関係から特別徴収の対象とならない場合。
- 2) 年間保険料が前年と比較して大きく減額となり、年度の途中で年間保険料のすべてを徴収した場合。

など

【お問い合わせ先】

国保年金課 医療給付係
TEL: (082) 420-0933



項番 8・9

料金後納
郵便

〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号

東広島市

健康福祉部 国保年金課

電話 (082) 420-0933

還付金詐欺にご注意ください！

市職員になりすまし、保険料や高額療養費の還付金があるとの電話があったという情報が複数寄せられています。

ATMで還付金の 受け取り手続きはできません！

不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察や市の担当にご相談・ご連絡ください。
市から、ATMへ行くよう促すことは絶対にありません。

東広島市後期高齢者医療保険料 口座振替依頼書 自動払込利用申込書

記入例

取扱金融機関

- ・広島銀行
- ・広島信用金庫
- ・広島県信用組合
- ・山口銀行
- ・しまなみ信用金庫
- ・中国労働金庫
- ・広島市信用組合
- ・広島県信用漁業協同組合連合会
- ・ゆうちよ銀行

口座振替の注意点

口座の預(貯)金残高が不足していると振替ができませんので、ご注意ください。また、転出や取引金融機関の変更などで、振替の口座がなくなったり、変わったりした場合は、必ずお申し込みの金融機関で口座振替解約・変更届を提出してください。なお、過年度及び随時期の保険料については、口座振替できません。

被保険者ごとに提出してください。

東広島市後期高齢者医療保険料 口座振替依頼書 自動払込利用申込書

太枠の中を記入してください。

電話番号を必ず記入してください。

申込年月日	○年○月○日	申込区分	① 新規 2 変更 3 解約
被保険者	住所	千 ○○○-○○○○ 東広島市西条栄町 8-29	被保険者番号 00000000
	フリガナ	ヒガシヒロシマ タロウ	承認印 印
	氏名	東広島 太郎	電話番号 (○○○) ×××-△△△△

※2枚目3枚目にも押してください。

承認印・お届け印をハッキリと押してください。(2枚目、3枚目にも押してください。)

私が東広島市に納める後期高齢者医療保険料を下記の指定口座から口座振替の方法で納付したいので、口座名義人とともに下記記載の約定を確認のうえ依頼します。

預金者	フリガナ	ヒガシヒロシマ タロウ	お届け印 印
口座	口座名義人	東広島 太郎	金融機関コード・支店コード
預貯金	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行 信用組合 農協 信漁連	本店 支店 出張所
等	種目コード	新規・変更・廃止: 1 6 7 6 8 2 8 1	約 種 別 記 号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください)
	ゆうちょ銀行	番号 (右づめで記入)	番号 (右づめで記入)
	口座名義人の住所	〒 ○○○-○○○○ ○○○市○○町○○△△番地□□	

預金種別を必ず記入してください。

どちらか一方に記入してください。口座(通帳)番号は、預金通帳をご確認の上、右づめで記入してください。

ゆうちょ銀行の場合は、口座名義人の住所を記入してください。

開始(廃止)納期 (○年度 第 ○期分から
○年 ○月から)

- ・振替開始納期をご記入ください。
- ・原則、提出のあった月の翌月(翌月が通常納期に当たらない月は7月)から開始します。
- ・振替日は、原則として各納期の末日となります。12月のみ25日となります。
- ・(ただし、月末日等が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	

東広島市後期高齢者医療保険料
口座振替依頼書
自動払込利用申込書

(金融機関用)

申込年月日	年 月 日	申込区分	1 新規 2 変更 3 解約
-------	-------	------	----------------

被保険者	〒	被保険者番号		承認印
	住所			
	フリガナ	電話番号		
	氏名	()	-	※

※2枚目3枚目にも
押してください。

私が東広島市に納める後期高齢者医療保険料を下記の指定口座から口座振替の方法で納付したいので、
口座名義人とともに下記記載の約定を確認のうえ依頼します。

預	預	フリガナ			お届け印
金	金	口座名義人			
指	指	金融機関コード・支店コード			預金種別 1 普通 2 当座 口座番号(右づめで記入)
定	定	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行 金庫 信用組合 農協 信漁連	本店 支店様 支所 出張所	
貯	貯	種目コード			
金	金	ゆうちょ銀行	契約種別 1 6 6 2 8 1	記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	
口	口	口座名義人の住所			番号(右づめで記入)
座	座				0 ※

開始(廃止)納期	(年度 第 期分から 年 月 月から)
----------	--------------------------

〈振替方法について〉

- ◎振替日は、各納期の末日(12月は25日)です。(ただし、月末日等が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。)
- ◎過年度及び随時期の保険料については口座振替できません。
- ※振替口座を変更する場合は、新たにこの口座振替依頼書を提出してください。

約 定

- 振替日は、原則として各納期の末日です。
- 預(貯)金の支払手続きについては、当座勘定取引約定又は、普通預(貯)金約定等にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は、預(貯)金通帳及び預(貯)金払戻請求書の提出などはしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
- 振替日現在において、指定預(貯)金残高が納付書の金額に満たないときは、私に事前に通知することなく納付書を東広島市に返却されても異議はありません。
- この口座振替契約は、貴行が必要と認めるときは解約されても異議はありません。
また私の都合により、この取扱いを解約する場合は、貴行及び東広島市へ解約の届を提出します。
- 依頼書を提出した日によっては、提出直後の納期分の保険料について東広島市の取扱いの都合上やむを得ず納付書が私あてに送付されるか、又は変更前の口座で振替されても異議はありません。
- 口座振替領収済通知については、発送されなくても異議はありません。
- 私が東広島市に納付した保険料について還付金が生じたときは、この口座へ振替支払ください。
- この取り扱いについて仮に紛議が生じても、貴行の責めによるものを除き、貴行には迷惑をかけません。
- 私が納付すべき保険料を口座名義人の指定預(貯)金口座から振替することについては、口座名義人の了解を得ているので、このことによる紛争の責は、私が負うものとして取り扱って差し支えありません。

金融機関承認印・
取扱店日附印

払込先口座番号	01300-3-960043
払込先加入者名	東広島市会計管理者

金 融 機 関 保 管 用

※ 依頼書 (被保険者→金融機関) ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

(1枚目)

東広島市後期高齢者医療保険料
口座振替依頼書
自動払込受付通知書

東広島市長 様

申込年月日	年 月 日	申込区分	1 新規 2 変更 3 解約
-------	-------	------	----------------

被保険者	〒 住所	被保険者番号	承認印
	フリガナ	電話番号	
	氏名	() -	

※1枚目3枚目にも
押してください。

私が東広島市に納める後期高齢者医療保険料を下記の指定口座から口座振替の方法で納付したいので、
口座名義人とともに約定を確認のうえ依頼します。

預金者指	フリガナ	金融機関コード		支店コード	お届け印
口座等	口座名義人	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行 信用組合 農漁連	本店 支店 支所 出張所	預金種別 1 普通 2 当座 口座番号(右づめで記入)
		種目コード	契約種別	記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	番号(右づめで記入)
	ゆうちょ銀行	新規・変更 廃止 1 6 6	1 7 6	2 8 1	0*
		口座名義人の住所			

開始(廃止)納期	(年度 第 期分から 年 月 月から)
----------	-------------------------

〈振替方法について〉

- ◎振替日は、各納期の末日(12月は25日)です。(ただし、月末日等が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。)
- ◎過年度及び随時期の保険料については口座振替できません。
- ※振替口座を変更する場合は、新たにこの口座振替依頼書を提出してください。

東広島市記入欄

受付日	年 月 日	受付場所
返戻日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 国保年金課
返戻先	本人 金融機関	<input type="checkbox"/> 八本松出張所
金融機関送付日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 志和出張所
普徴切替申出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 高屋出張所
被保険者番号		<input type="checkbox"/> 黒瀬支所
入力	照合	<input type="checkbox"/> 福富支所
		<input type="checkbox"/> 豊栄支所
		<input type="checkbox"/> 河内支所
		<input type="checkbox"/> 安芸津支所

金融機関承認印・ 取扱店日附印

払込先口座番号 01300-3-960043
払込先加入者名 東広島市会計管理者

東広島市国保年金課保管用

東広島市後期高齢者医療保険料
口座振替依頼書
自動払込利用申込書

(お客様控)

申込年月日	年 月 日	申込区分	1 新規 2 変更 3 解約
-------	-------	------	----------------

被保険者	〒	被保険者番号		承認印
	住所			
	フリガナ	電	話	
	氏名	()	-	※

※1枚目2枚目にも
押してください。

私が東広島市に納める後期高齢者医療保険料を下記の指定口座から口座振替の方法で納付したいので、
口座名義人とともに下記記載の約を確認のうえ依頼します。

預	預	フリガナ	金融機関コード・支店コード		預金種別		お届け印
金	金	口座名義人			1 普通 2 当座		
指	指	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行 信用組 農協 信漁連	本店 支店 支所 出張所	口座番号(右づめで記入)		
口	定		種目コード	契約種別	記号	番号(右づめで記入)	
座	預		新規・変更 廃止	1 6 6	2 8 1	0 ※	
貯	貯	ゆうちょ銀行	〒		口座名義人の住所		
金	金						
口	口						
等	等						

開始(廃止)納期	(年度 第 期分から 年 月 月 月 月 月 月 月 月)
----------	------------------------------------

<振替方法について>

- ◎振替日は、各納期の末日(12月は25日)です。(ただし、月末日等が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。)
- ◎過年度及び随時期の保険料については口座振替できません。
- ※振替口座を変更する場合は、新たにこの口座振替依頼書を提出してください。

約 定

- 振替日は、原則として各納期の末日です。
- 預(貯)金の支払手続きについては、当座勘定取引約定又は、普通預(貯)金約定等にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は、預(貯)金通帳及び預(貯)金払戻請求書の提出などはしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
- 振替日現在において、指定預(貯)金残高が納付書の金額に満たないときは、私に事前に通知することなく納付書を東広島市に返却されても異議はありません。
- この口座振替契約は、貴行が必要と認めたときは解約されても異議はありません。
また私の都合により、この取扱いを解約する場合は、貴行及び東広島市へ解約の届を提出します。
- 依頼書を提出した日によっては、提出直後の納期分の保険料について東広島市の取扱いの都合上やむを得ず納付書が私あてに送付されるか、又は変更前の口座で振替されても異議はありません。
- 口座振替領収済通知については、発送されなくても異議はありません。
- 私が東広島市に納付した保険料について還付金が生じたときは、この口座へ振替支払ってください。
- この取り扱いについて仮に紛議が生じても、貴行の責めによるものを除き、貴行には迷惑をかけません。
- 私が納付すべき保険料を口座名義人の指定預(貯)金口座から振替することについては、口座名義人の了解を得ているので、このことによる紛争の責は、私が負うものとして取り扱って差し支えありません。

金融機関承認印・
取扱店日附印

払込先口座番号	01300-3-960043
払込先加入者名	東広島市会計管理者

利 用 者 保 管 用

※ 依頼書 (被保険者→金融機関→被保険者) ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

(3枚目)